



# タイヤの表示規約改正 のお知らせ

平成18年10月  
タイヤ公正取引協議会

近年、相次ぐ虚偽表示事件により適正表示を求める消費者の声は高まる一方です。この消費者の声を後押しするため消費者を守る多くの法律が誕生したり改正されています。タイヤ業界の正常な商慣習を定めた「タイヤの表示に関する公正競争規約」(表示規約)も、こうした社会的な要請に適応した規定にするため、適宜、改正を行っておりましたが、このたび平成18年9月28日、次の通り、改正を行いました。つきましては、皆様に改正の趣旨・内容を充分ご理解いただき、店頭やチラシ広告などの表示において、より一層の適正化の推進をお願い致します。



## はじめに…

**Q** タイヤの表示規約とは何ですか？

**A** タイヤの表示規約とは、タイヤを販売する事業者の広告表示が、虚偽誇大にならないようにするとともに、消費者のタイヤ選びに必要な基本的な情報を提供できるようタイヤ業界で設けた表示の基準のことです。また、規約には、景品表示法や特定商取引法など、消費者保護の観点から定められた法律の遵守事項を多く含んでいますので、規約を守ることはすなわちこれらの法律のコンプライアンス（法令遵守）につながり、法令違反などによる訴訟リスクの回避にもなり、同時に社会的信用の失墜を未然に防止することができます。

なお、規約の対象となる事業者は、小売事業者、メーカー、輸入代理店、卸売事業者です。また、対象媒体は、店頭表示、チラシ広告、新聞広告、雑誌広告、インターネット広告、カタログ、TVCMなどです。



**Q** 改正理由は何ですか？

**A** 規約は、適正な表示を求める消費者ニーズを反映して、適宜、改正していく必要があります。最近の一般消費者意識調査などにより把握できた消費者ニーズを規約に反映するために、今回改正を行いました。

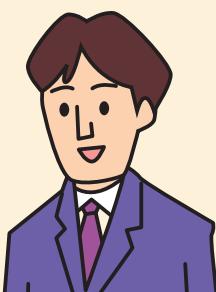


**Q** 改正点を教えてください

**A** 改正点は5つです。大きな改正点は、

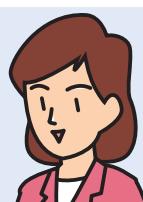
①中古タイヤの表示方法の新設、②ホイールセット品の表示方法の新設です。

その他として、③原産国表示に関する不当表示の新設、④二重価格表示の基準の一部改正、⑤製造年週の読み方の表示の新設（カタログ）です。詳しくは次の「解説」でご紹介します。



**Q** 施行はいつからですか？

**A** 施行日は平成18年10月6日です。





## 解説その1

## 中古タイヤの表示方法の新設

中古タイヤの表示は、今まで新品タイヤの表示規約を参考として表示していました。ところが、最近は中古タイヤを取り扱うお店が増加しており、消費者がそうしたお店のチラシ広告やインターネット広告、店頭での表示に接する機会も増えています。そこで、中古タイヤも消費者が正しい商品選択ができるよう、次の事項などを表示することを規約に規定しました。

表示する項目	店頭	チラシ、インターネット広告など	表示する項目	店頭	チラシ、インターネット広告など
メー カー 名	○	○	修復歴がある場合はその旨	○	○
商 品 名	○	○	整備料金(別途表示、額表示など)	○	○
タイヤ サイズ	○	○	廃タイヤ処理料金(額表示)	○	○
販 売 価 格	○	○	販売事業者の名称、住所、電話番号		○
中古タイヤである旨	○	○	取引条件の有効期限		○
残 溝 量	○	○			

なお、この他に修復歴があるにもかかわらずその旨を表示しないことは不当表示に該当するなど、新品のタイヤで規定する事項のほとんどは中古タイヤにも適用されます。また、修復歴があるときは「修理あり」と表示してください。(例えば『パンク修理あり』)。

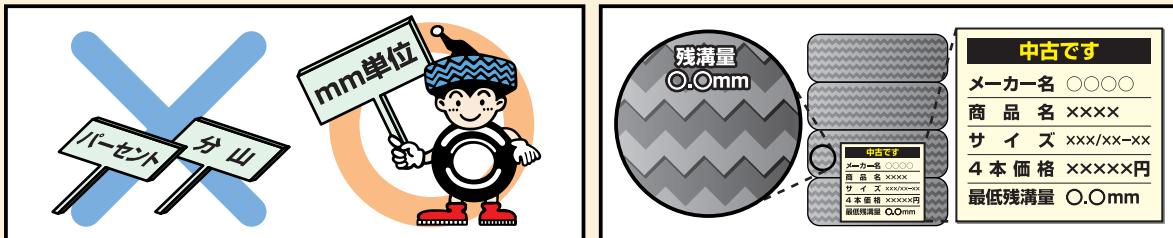
### 中古タイヤの残溝量の表示方法

中古タイヤの残溝量はそれを購入する消費者にとって重要な商品選択のための情報です。当公取協がインターネット広告などで調査すると、現在、残溝量は「○mm」「○分山」「○パーセント」などで表示されていますが、多くの消費者はより正確な表示である「mm」単位の表示を求めています。そこで残溝量は次の通りの方法により表示をするようお願い致します。

**中古タイヤの残溝量は「mm」単位で表示し、かつ次の(1)から(4)により表示してください。**

(1) 取引の申出ごとに残溝が最も少ない箇所の残溝量を表示してください。

例えば4本販売の場合は、「タイヤ4本○○,○○○円 最低残溝量○.○mm」などと表示してください。なお、残溝の測定位置は、タイヤ接地部の主溝で最も摩耗している部分です。



(2) 残溝量が1.6mm未満の中古タイヤを販売する場合は、当該タイヤを装着した自動車は公道を走行できない旨表示してください(道路運送車両法違反かつ道交法違反となるおそれがあります)。

この旨を表示しない場合は、消費者に中古タイヤの性能について優良誤認をさせるおそれがあり、不当表示のおそれがあります。

(3) プラットホームが露出している冬用タイヤを販売する場合(残溝量が新品時の50%未満)は、冬用タイヤとして適さない旨表示してください。

プラットホームが露出している場合は、冬用タイヤとしての走行を認められない場合がありますので、この旨の表示をしないときは、消費者に中古タイヤの性能について優良誤認をさせるおそれがあり、不当表示のおそれがあります。

(4) 残溝量が小形トラック用タイヤで2.4mm未満の中古タイヤを販売する場合は、高速道路での走行ができない旨表示してください。

毎時80km/h以上の高速走行をする場合、残溝が小形トラック用タイヤで2.4mm以上必要であることから、この旨の表示をしない場合は、消費者に中古タイヤの性能について優良誤認をさせるおそれがあり、不当表示のおそれがあります。



これまででは、ホイールセット品のタイヤの表示は、タイヤ(単体)の表示規約の規定を参考に表示してきましたが、最近ではホイールセット品を取扱うお店が増えています。そこで、今回の改正で規約に規定しました。セット品を販売する場合は次の事項などを表示してください。

表示する項目	店頭	チラシ、インターネット広告など
(タイヤの)メーカー名	○	○
(タイヤの)商品名	○	○
タイヤサイズ	○	○
(セット品の)販売価格	○	○

表示する項目	店頭	チラシ、インターネット広告など
(セット品の)整備料金(別途表示、額表示など)	○	○
廃タイヤ処理料金(額表示)	○	○
販売事業者の名称、住所、電話番号		○
(セット品の)取引条件の有効期限		○

なお、タイヤ(単体)で規定する事項のほとんどはセット品のタイヤにも適用されます。

### セット品の整備料金の表示方法

セット品の整備作業には①組替、②バランス調整、③脱着の3つがありますが、この料金は次のケースA～Cのようにお店によってまちまちな表示方法です

**[ケースA]** ①、②、③の作業料金ともセット品の価格とは別途に請求する。

**[ケースB]** ①、②、③ともセット品の価格に含める。

**[ケースC]** ①、②をセット品の価格に含め、別途③を請求する。

そこで消費者から、各ケースとも表示をわかりやすくするよう要望があり、セット品の整備料金はケースごとに次のような表示をするようお願いします。

なお、廃タイヤ処理料金は、どのケースでも別途表示をしてください。

#### [ケースAの正しい表示方法(例示)]

「組替、バランス調整、脱着は含まれない」の表示	工賃額の表示
<b>組替・バランス・脱着の工賃は含まれてありません</b>	<b>別途、組替・バランス工賃4本××××円</b> <b>別途、脱着工賃 1台△△△△円</b>

**解説** セット品の価格には①組替、②バランス調整、③脱着の各料金が含まれていないので①②③の料金をはっきり表示してください。なお、チラシ広告、店頭POP等では①②③の合計額を表示することができます。

#### [ケースBの正しい表示方法(例示)]

「組替、バランス調整、脱着はすべて含む」の表示	工賃額の表示
<b>組替・バランス・脱着の工賃は含まれてあります</b>	<b>脱着工賃 1台△△△△円</b> <b>が含まれてあります。</b>

**解説** ①組替、②バランス調整料金はセット品の価格に含まれていることをはっきりと表示してください。  
しかし、③脱着料金は、持ち帰る消費者もいるので額は必ず表示してください。

#### [ケースCの正しい表示方法(例示)]

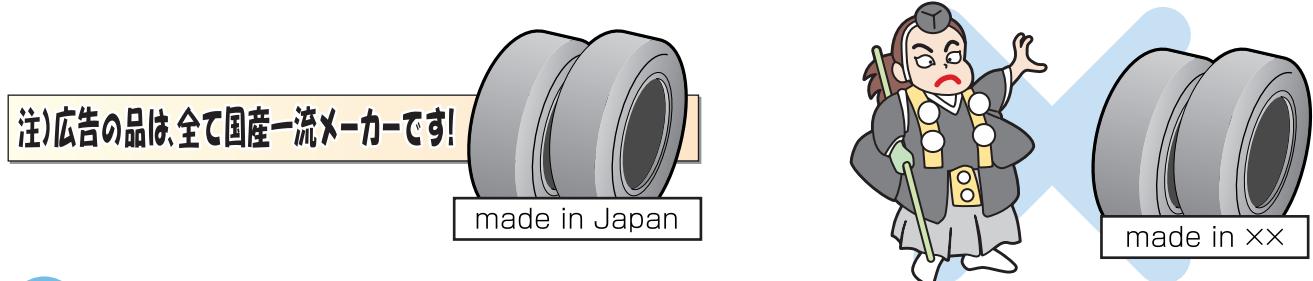
「組替、バランス調整は含む」と「脱着料金は別途」の表示	脱着料金額の表示
<b>組替・バランス工賃込</b> <b>ただし脱着料金は別途工賃がかかります</b>	<b>別途、脱着工賃 1台△△△△円</b>

**解説** 組替、バランス調整料金はセット品の価格に含まれていることをはっきり表示してください。  
脱着料金は別途である旨とその額をはっきり表示してください。



### 解説その3 原産国の不当表示の新設

商品の原産国に関する消費者が多いことは言うまでもありませんが、最近は海外ブランドのタイヤを店頭やチラシ広告などで見かける頻度も増えつつあります。今回の改正では、原産国(例：MADE IN ○○)をチラシ広告や店頭POPなどで表示する場合に、虚偽の原産国を表示したときは不当表示として規制することになりました。



**解説** 「広告の品は全て国産」と表示している場合に、外国で製造したタイヤも表示することは不当表示となります。



### 解説その4 将来価格を基準とした二重価格表示の表示基準の一部改正

スタッドレスタイヤの販売時期になると見かけられる早期割引販売ですが、これは将来の販売価格を基準として早期購入者に割引販売をするものです。ここで登場する将来の販売価格が、何月何日からの価格なのか表示していない場合は、早期購入者にとって極めて不親切な表示となります。そこで今回の改正で、早期割引販売表示をする場合は将来の販売開始日を表示するよう規定しました。(なお、今回の規約改正前でも同様の運用をしていました)



**解説** 早期割引販売表示をする場合は、例えば「12月1日以降の販売価格より」と、はっきり表示してください。



### 解説その5 製造年週の読み方の新設(メーカー、輸入事業者などのカタログが対象です)

タイヤの製造年週は、タイヤのサイドウォールに刻印されていますが、消費者が製造年週を判読できるよう、今回の改正で、メーカー、輸入事業者などが作成するカタログ(ホームページのカタログも含む)には読み方を記載することになりました。(なお、すでにカタログには製造年週の読み方は記載されています)

#### 【表示例】

タイヤには製造番号が刻印されています。製造番号のうち、下4桁(例：1006)の数字が製造年週を示しています。最初の数字10は週(10週目)を、最後の数字06は年(2006年)を示します。

以上が今回の規約改正のポイントです。ご不明な点がありましたら事務局までお電話ください。

 タイヤ公正取引協議会 **TEL.03-5695-4051**